

## 伯耆町ホームページ広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伯耆町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載するバナー広告の取扱いについて、伯耆町広告事業実施要綱(平成20年告示第82号。以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、バナー広告とは町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第3条 町ホームページにおけるバナー広告の掲載位置及び枠数は、町が指定するものとする。

### (バナー広告の規格)

第4条 バナー広告を掲載することができる広告枠の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 220ピクセル × 横 50ピクセル とする。
- (2) データ容量 5KB 以下とする。
- (3) ファイル形式は、GIF 及び JPEG 形式の画像とする。

### (掲載の基準)

第5条 広告を掲載することができるバナー広告は実施要綱に定めるもののほか、次の各号に該当するものとする。

- (1) 画像が変化又は移動する場合は、閲覧者の目への負担が大きくなるもの
- (2) 光感受性発作を誘発しないもの
- (3) 画面の大部分の領域が切り替わる場合は、切り替えの間隔が2秒以上のもの
- (4) 画面が点灯する場合は点灯間隔が40/100秒以上のもの
- (5) 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、背景に模様や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮したもの
- (6) 文字やイラスト等の解像度について適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたもの

### (禁止事項)

第6条 バナー広告には次に掲げる表現は禁止する。

- (1) 利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるもの  
ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン  
イ アラートマーク

- ウ ラジオボタン
  - エ テキストボックス(入力できるように見えるもの)
  - オ プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (2) 利用者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
- ア 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
  - イ 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など、町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が伯耆町の事業であると錯覚しやすいもの

#### (広告希望者の申込)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)を、町長へ提出しなければならない。

#### (広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、最長6ヶ月とする。

- 2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の取り扱いについては、町長が別に定める。

#### (広告掲載の決定)

第9条 町長は、第7条の申込書を受理したときは、実施要綱の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、申込者にその結果を広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

#### (広告の掲載料)

第10条 広告の掲載料金は、1枠について月額5,150円とする。ただし、町内事業者は半額とする。

- 2 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りではない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は広告料を減額することができる。

#### (広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、町長に提出しなければならない。

- 2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の一週間前までに町長に届け出るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月6日告示第16号)

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。